

## 実務経験の例

※表内の「愛玩動物」とは、犬、猫、愛玩鳥(オウム科全種、カエデチヨウ科全種、アトリ科全種)を指す。

※表内の「対象業務」とは、法第2条第2項に規定する業務(①診療の補助、②疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護、③愛玩動物を飼養する者その他の者に対する愛護及び適正な飼養に係る助言等)のうち、診療の補助を除いたものを指す。

### 1. 対象業務を5年以上業として行った者について

	認められる例	認められない例
(1) 獣医療法(平成4年法律第46号)第2条第2項に規定する診療施設(法第2条第1項に規定する愛玩動物を対象とするものに限る。)において対象業務を行った者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛玩動物の診療に関連する業務に従事する者(診察時の保定、診断を伴わない検査等)</li> <li>・入院している愛玩動物の看護に従事した者</li> <li>・診療施設において愛玩動物の愛護・適正飼養に係る助言その他の支援(グルーミング、しつけに関する助言、栄養管理等)に従事した者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付、待合室の清掃、備品の在庫管理等のみに従事した者</li> <li>・診療施設において、専ら愛玩動物以外の動物に対する業務に従事した者</li> </ul>
(2) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第10条に規定する第一種動物取扱業を営む事業所において、動物取扱責任者(法第2条第1項に規定する愛玩動物を対象とするものに限る。)として、対象業務を行った者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛玩動物を取り扱う第一種動物取扱業(ペットショップ、ペット美容業、ペットレンタル業等)を営む事業所において、動物取扱責任者として対象業務を行った者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種動物取扱業を営む事業所において、専ら愛玩動物以外の動物に対する業務を行う動物取扱責任者</li> </ul>

<p>(3) 1及び2以外の者で動物看護(愛玩動物を対象とするものに限る。)に係る知識及び技能を有し、一般職員とは区別されて動物看護に係る業務に従事した者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛玩動物の販売、譲渡等を行う施設において、一般職員とは区別され、疾病に罹患した愛玩動物の世話又は愛玩動物の健康管理に従事した者</li> <li>・愛玩動物の健康管理を目的とするグルーミング、爪切り、歯磨き等及びそれらの指導等の業務に一般職員とは区別されて従事した者</li> <li>・一般職員とは区別され、動物介在教育や動物介在活動等への支援業務に従事した者</li> <li>・愛玩動物を対象とした訪問による動物看護・介護業務に従事した者</li> <li>・愛玩動物を対象とした(診断を伴わない)臨床検査に従事した者</li> <li>・動物用医薬品を開発する会社において、一般職員とは区別され、愛玩動物の健康管理・看護に従事した者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛玩動物の販売、譲渡等を行う施設において、会計、清掃、施設の維持管理等、専ら愛玩動物の世話や健康管理に関連しない業務に従事した者</li> <li>・愛玩動物の飼料や玩具等を製造販売する企業において、販売商品の営業職等、一般職員と同様に業務に従事した者</li> <li>・愛玩動物を対象とした保険商品を取り扱う保険会社において、専ら保険の制度設計や保険の営業職等、一般職員と同様に業務に従事した者</li> <li>・動物園、水族館等において、専ら愛玩動物以外の動物に対する業務に従事した者</li> </ul>
---	---	---

2. 農林水産大臣及び環境大臣が同等以上の経験を有すると認める者について

	認められる例	認められない例
<p>(1) 動物看護に係る知識及び技能について教育する学校その他の教育機関において、動物看護に係る知識及び技能の教員として対象業務の指導に従事した者</p>	<p>左記のとおり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育機関において、英語等の一般教養等、動物看護に係る知識及び技能以外の指導に従事した者</li> <li>・教育機関において、専ら愛玩動物以外の動物に関する知識及び技能の指導に従事した者</li> <li>・教育機関において、専ら事務に従事した者</li> </ul>

<p>(2)法附則第2条第1号に規定する者には該当しないが、動物看護に係る知識及び技能を修める大学又は動物看護師を養成することを目的とする養成所において、法施行前に入学し、修学した者であって次のいずれにも該当するもの</p> <p>①1年以上の修学期間を有する大学又は養成所で修学した者</p> <p>②大学又は養成所の卒業要件を満たす者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・附則2条校以外の大学・養成所(修学期間1年以上。養成所の入所資格は不問)に法施行前に入学し、動物看護系課程、動物系課程等において愛玩動物の看護に係る知識及び技能を修め、卒業した者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学又は養成所に法施行後に入学した者</li> <li>・大学又は養成所において、専ら愛玩動物以外の動物に関する知識及び技能を修めた者</li> <li>・修業年限が1年未満の養成所において、動物看護に係る知識及び技能を修めた者</li> <li>・通信講座・通信教育で動物看護に係る知識及び技能を修めた者</li> <li>・大学や養成所の卒業要件を満たさない者(在学者・中退者)</li> </ul>
<p>(3)国又は地方公共団体の公務員として、獣医事法令又は動物愛護管理法の施行事務に従事した者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜保健衛生所等において、診療施設への指導等の業務に従事した者</li> <li>・動物愛護管理センター等において、動物愛護・適正飼養に係る業務(動物取扱業の監督、飼い主等に対する助言・指導、犬猫の引取り・譲渡し、動物愛護管理に関する啓発活動等)に従事した者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生動物の保護センター等において、専ら愛玩動物以外の動物に対する業務に従事した者</li> <li>・専ら狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)の施行事務に従事した者</li> </ul>